

税務署から申請却下、審査請求で争いも

コロナが理由の申告期限延長、画一的な取扱いが行われず

新型コロナウイルス感染症の影響も収まり、現在は、通常の生活が戻っているが、新型コロナが猛威を振るい始めた頃には、緊急事態宣言の発令などもあり、確定申告期限を一律に延長するなどの対応策がなされていた。その後も納税者自身や顧問税理士がコロナに感染したことなどにより、期限までに申告や納付ができないといった状況があることから、個別指定による期限延長が認められていた。当時は、多くの納税者が新型コロナの影響により、申告期限等を延長していたが、期限延長申請したすべてについて申請が許可されていたわけではない。例えば、単に税理士が新型コロナに感染したなどの事情をもって「災害その他やむを得ない理由」（通則法11条）に該当するとの画一的な取扱いがなされてはならず、期限延長申請が却下された事案も見受けられる。新型コロナの影響による期限延長申請は認められて当然との意見もあるが、税務当局では、納税者が思う以上に内容を吟味した上で適切に審査が行われている印象だ。今後、災害や新たなウイルス感染症等により申告期限を延長することがあるかもしれないが、その際には十分に留意しておいた方がよい点といえよう。

税理士の感染など、やむを得ない理由があれば期限延長が可能だが

国税庁は、新型コロナの影響により、期限までに申告・納付等をすることができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、納税者が所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められるとしていた。当然、申告期限を延長するには“やむを得ない理由”が必要となるわけだが、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナの影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別指定による期限延長が認められるとしていた。ただし、単に

新型コロナに感染しただけでの理由では申告期限の延長が認められたわけではなく、なかには税務署長への期限延長申請が却下されている事案もある。実際、審査請求でその可否が争われた事案もあり、以下、2事案について紹介することとする。

税理士事務所閉鎖までの事実はなし

1件目に紹介する事案は、請求人の顧問税理士事務所の職員が新型コロナに感染したため、申告等の期限延長申請を行ったものの、却下されるとともに、申告期限までに確定申告書を提出しなかったことから65万円の青色申告特別控除も認められなかったというものである（東裁（所）令5-129）。

請求人は、税理士事務所の職員が新型コロナに感染し、医療機関から外出自粛の要請を

受けたことに加え、当該職員が感染症の後遺症の影響で時短勤務を行うことにより同事務所において通常の業務体制を維持できない状況が生じたことから申告・納付期限の延長申請を行ったと主張したが、審判所は、当該職員は医療機関から外出自粛の要請を受けていたものの、①職場復帰をした以降は外出自粛の要請を受けていないこと、②当該職員が感染してから申告期限までの間に同事務所において当該職員以外に新型コロナに感染した者がいないこと、③同事務所が閉鎖されたなどの事実もないといった理由から、請求人は、国税通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」により確定申告をその期限までにすることができなかったとは認められないとして請求が棄却されている。

なお、国税庁が公表していた「令和5年5月7日までの国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの税務上の取扱いに関するFAQ」の問5では、税理士及び税理士事務所の事務員が新型コロナに感染したことや基礎疾患があるなど感染症に感染すると重症化する恐れがあるなどの事情により、保健所等から外出自粛の要請を受けたことにより、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、通則法11条に規定する期限延長が認められるとされているが、審判所は、税理士事務所の

職員が時短勤務を行っていたという事情はこれに該当しないとしている。

事務所が機能不全と主張も税務調査には対応

2件目に紹介する事案は、関与税理士及び同事務所の職員が新型コロナに罹患し、その後、当該職員は事務引継ぎをしないまま退職するなど、事務所が機能不全になったこととの諸事情がやむを得ない理由に該当するか争われたものである（金裁（諸）令5-7）。請求人は、消費税等に関する申告等の期限延長をしたが、申請を却下されるとともに、無申告加算税の賦課決定処分が行われている。

審判所は、請求人は①本件課税期間に相当する事業年度の法人税等の確定申告書を法定申告期限までに提出している、②その翌年において、1か月余りを新型コロナの影響により被害を受けた期間として、期限延長申請書とともに、本件課税期間の翌課税期間の消費税等及び翌課税期間に相当する事業年度の法人税等の各確定申告書を期限までに提出している、③請求人は、法人の代表者及び税理士事務所の職員の立会いの下で実地調査を受けていることなどからすると、本件課税期間の消費税等に限り申告等ができなかったと解される請求人の主張は、具体的な理由に乏しいといわざるを得ないとし、「災害その他やむを得ない理由」は認められないとの判断が示されている。

他の税務署では期限延長申請を承認、課税の平等原則に反する？

今回紹介した1件目の事案では、請求人は他の税務署に提出した期限延長申請は認められていることから、同一の内容の申請に対して、税務署によって処分の内容が異なるというのは、租税公平主義に反すると主張している。この点について審判所は、他の税務署が申請を承認しているといった事情があったとしても、それをもって直ちに国税通則法の規定を正しく適用してされた却下処分が課税の平等原則に反し違法になるということとはできないと判断している。